

【ディイサービスセンター龍トピア 指定相当通所型サービス】

当事業所は指定相当通所型サービスとして、

田辺市より指定を受けています。

(第3072100385号)

ディイサービスセンター龍トピア（以下「事業所」といいます。）は、ご契約者に対し、指定相当通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等、契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

指定相当通所型サービスの内容を次のとおり説明します。

1. 事業所の名称および所在地

名称	ディイサービスセンター龍トピア 【管理者】舛本 満男	
事業所所在地	和歌山県 田辺市 龍神村 柳瀬 530番地	
母体施設	特別養護老人ホーム龍トピア 【施設長】舛本 満男	
電話・FAX	電話：0739-77-0071 FAX：0739-77-0271	
開設年月日	平成14年 4月 1日	
事業所経営者	社会福祉法人 紀成福祉会 【理事長】竹中 伸	

2. 当法人が経営する他の事業所

名称	所在地	同一敷地内の事業所
特別養護老人ホーム 鮎川園	田辺市 鮎川	ショートステイ事業所（23床）
特別養護老人ホーム 龍トピア	田辺市 龍神村	ショートステイ事業所（20床）
特別養護老人ホーム 美山の里	日高郡 日高川町	認知症対応型グループホーム（20床）、ショートステイ

3. 利用定員 18名（地域密着型通所介護事業、指定相当通所型サービスの合計定員）

4. 運営方針と目的

利用者の自立を支援するために、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練等を行います。

同時に、そのご家族や介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

5. 営業の内容

（1）営業は、月曜日から金曜日（祝日も含む）です。自然災害等による停電や断水等が発生したときは臨時休業とする場合があります。また、年末年始の営業は、利用者の希望を踏まえて営業日の調整を行い、その旨を関係者に事前連絡します。

- (2) 介護サービスの提供時間は、9：30～15：30とします。
- (3) ご家族様の事情により介護サービスの時間を延長されるときは、通常の利用料金の他に、別途料金が必要となります。（往復の送迎に要した時間も含みます）但し、事業所の職員体制が十分でないときは、お受けできない場合があります。
- (4) 台風や大雨・降雪等により、安全な送迎サービスの提供が困難であると事業所が判断した場合や警報以上（大雨、大雪、暴風警報等）が発令された場合は、営業の臨時休業または送迎時間の変更を行うことがあります。（当日の判断となることがありますのでご理解ください。）

6. 送迎サービス（※送迎の際の移動介助等含む）が必要な利用者については、利用者又はその御家族のご希望により、送迎サービスを実施します。送迎サービス実施地域は田辺市（但し本宮町は除く）としますが、市町村合併により広範囲となっておりますので、利用者の身体的負担を考慮し、送迎サービスをお受けできない場合があります。

7. デイルーム等の概要

デイルーム等の種類	室 数	デイルーム等の種類	室 数
デイルーム	1箇所	一般浴室	1箇所
食堂	1箇所	医務室	1箇所
機能訓練室	1箇所		

8. 職員の配置状況

職 種	人 数	勤務時間	備 考
管 理 者	1名	8：30～17：30	他事業所と兼務
生活相談員	2名	8：30～17：30	デイサービス介護職員と兼務2名
看護職員兼機能訓練指導員	3名	8：30～13：00	他事業所と兼務3名
介護職員	5名	8：30～17：30	デイサービス専従3名 デイサービス生活相談員と兼務2名

9. 介護サービスの内容

1 通所型サービス計画の立案	個別の援助計画を立て、内容をご本人・ご家族に説明し、同意のもと介護サービスを提供いたします。	
2 食 事	昼食時間は12:00です。管理栄養士・栄養士が献立を立て、季節感のある食事を提供致します。利用者の心身の状況に配慮し、低栄養状態にならないよう、適切な栄養量の食事を提供いたします。	
3 介 護	可能な限り自立に向けた介護を提供致します。入浴・排泄・食事などの介護を通じて利用者の自立を支援いたします。	
4 入 浴	身体状況に応じ、一般浴・特殊浴・シャワー浴をご利用いただけます。	
5 生活相談	生活相談員がご相談に応じます。	

6	健康管理	服薬管理やバイタル測定などの健康管理とその記録を保管します。
7	アクティビティ	運動レクリエーションや認知症予防プログラムを実施します。
8	機能訓練	集団的な運動器機能向上の為のプログラムを実施します。

10. 緊急時の対応

様態の変化および急変などがあった場合は、ご家族に速やかに連絡すると同時に、主治医または当事業所の協力医療機関に連絡するなど必要な措置を講じます。尚、ご利用者の通常の定期受診（通所前に予定されていた受診等）は、ご家族様の対応となりますので、ご了承ください。

協力医療機関

田辺中央病院	田辺市 南新町147	内科、外科・消化器外科、脳神経外科、皮膚科、整形外科
大嶋内科医院	田辺市 龍神村 福井1247	内科、外科
龍神村歯科診療所	田辺市 龍神村 安井269	歯科

11. 利用料（本人負担額） 単位：円

＜指定相当通所型サービス 料金表＞

※介護保険サービス、指定相当通所型サービスの負担割合が1割負担の場合

区分	介護費（単位）		食費（1日単位）
事業対象者	436 (月1回～4回)	447 (月1回～8回)	550
要支援1			550
要支援2	447		550
上記の他の加算		加算額 (単位)	適用
1 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	事業対象者	24	通所介護を利用者に直接提供する職員総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上の場合算定されます。
	事業対象者 (要支援2の区分支給限度額適用者)	48	
	要支援1	24	
	要支援2	48	

2	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数により異なります。	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施することを目的とし、所定の割合に応じて単位数を算定し加算されます。
---	----------------	----------------	--

※（注）介護保険サービス、指定相当通所型サービスの負担割合が2割負担に該当する方につきましては、上記の表のうち、介護費・加算額は2倍となります。

※（注）介護保険サービス、指定相当通所型サービスの負担割合が3割負担に該当する方につきましては、上記の表のうち、介護費・加算額は3倍となります。

12. 利用料金のお支払い方法

利用料は原則として「きのくに信用金庫もしくは、郵便局での口座引落し」とさせていただきます。1か月ごとに計算し、翌月10日前後にご請求いたしますので、きのくに信用金庫は15日・郵便局は20日までにご入金ください。

13. 利用の中止、変更、追加

ご担当の介護支援専門員よりいただく利用提供票にて変更の受付をいたします。急な変更もございましょうが、基本的にはご担当の介護支援専門員を経由した変更をお願いいたします。ご連絡のない変更については食事代金をお支払頂く場合がございます。但し、体調不良による変更についてはその限りではございません。変更等はご利用日の2日前までにお願いいたします。

14. 事業所の判断による利用の中止

- (1) コロナウイルス、インフルエンザやノロウィルス等の感染症の疑いにより、事業所内での集団感染が予測できる場合は、事業所の判断により指定相当通所型サービスの利用をお控えいただきます。微熱、せき、痺癬（かいせん）を疑うような皮膚疾患にもご注意ください。ご利用者様の健康の安全を第一優先としておりますので、ご理解下さい。また、このような症状がある場合は早めの受診と、事業所への連絡をお願いいたします。
- (2) 認知症や精神症状からくる暴力行為が顕著となり、集団生活に危険が伴う場合。

15. 介護保険での利用ができなくなる場合

- (1) 要介護認定の結果、「要介護1～5」と判定された場合。
- (2) 当事業所が田辺市の事業所指定を取り消された場合。

16. 非常災害対策

火災時においては龍トピア消防計画に基づき、利用者の安全確保に努めます。

17. 事故発生時の対応

- (1) 事故防止には最善を尽くしますが、万一事故が発生した場合は、予め登録いただいている「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡いたします。また重大な事故の場合は、地方公共団体など、関係機関にもご連絡いたします。事故の報告については、当事業所の事故予防委員会が調査した結果に基づいて、利用者ならびにご家族様に事故の発生状況やその後の対応について、事実を十分に説明いたします。
- (2) 当事業所は、介護サービスの提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

18. 苦情の受付について

特別養護老人ホーム龍トピア	施設管理者	施設長　舛本　満男
	デイ管理者	舛本　満男
	電話番号	0739-77-0071
	受付時間	月曜日～土曜日の8:30～17:00

19. 行政機関その他苦情受付機関

機　　関　　名	連　　絡　　先　　等	
和歌山県国民健康保険団体連合会	住　　所	和歌山市吹上2丁目1番22日赤会館内
	電話番号	073-427-4673
	受付時間	9:00～17:00（月～金曜日） ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。
田辺市龍神村行政局 住民福祉課	住　　所	田辺市 龍神村 西 376番地
	電話番号	0739-78-0111
	受付時間	8:30～17:15（月～金曜日） ※土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始を除く。

20. 個人情報の利用目的

ティサービスセンター龍トピアでは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念のお預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 事業所内部での利用目的

- ①当事業所がご利用者に提供する介護サービス
- ②介護保険に係る事務
- ③介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務の内、次の事項
 - ・事業所への通所等の管理
 - ・会計、経理業務
 - ・介護サービスご利用中の事故、緊急時等の報告
 - ・ご利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 居宅介護支援事業所や医療機関を含む他の事業者への情報提供を伴う利用目的

①事業所が利用者に提供する介護サービスの内、下記の事項

- ・他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答等
- ・その他の業務委託（食事・リネン類など）
- ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務の内、下記の事項

- ・保険事務の委託（一部委託含む）
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 事業所内部での利用目的

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②当事業所で実施される学生等の実習への協力

(2) 居宅介護支援事業所や医療機関を含む他の事業者への情報提供を伴う利用目的

①外部監査機関への情報提供

21. その他の運営についての重要事項

- (1) 事業所は、介護職員等の資質向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備しております。
- (2) 職員は業務上知り得た個人情報は利用者および家族の同意なしに使用しません。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密は保持します。
- (3) 当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、定められた措置を講じます。
- (4) 当事業所は身体的拘束等の適正化を推進させるため、定められた措置を講じます。
- (5) 利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- (6) 利用者の記録や情報の管理と開示については、関係法令に基づき適切に管理し、利用者の求めに応じて、記録や情報及び施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付する等の情報開示をいたします。また、利用者および家族の情報の使用に関しては個人情報使用の同意書により同意の上、使用させていただきます。

22. 当日、ご用意いただくもの ※持ち物に名前の記入をお願いします。

- (1) 入浴を利用される方は、着替えに必要な衣類とタオル類
- (2) 運動や歩行に適した上靴
- (3) 内服薬

23. お願い

- (1) 利用者の施設敷地内の喫煙は禁止とします。
- (2) 送迎サービス訪問時には、ご家族様の留守がないよう、ご協力ください。

(3) この重要事項説明書は、令和7年4月1日より利用契約時に交付する。

以上

重要事項説明書 説明担当者	役職名 :	氏名	印
	役職名 :	氏名	印
デイサービスセンター龍トピア（指定相当通所型サービス）を利用するにあたり、上記の担当者から、デイサービスセンター龍トピア（指定相当通所型サービス）重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して説明を受け、これらを十分に理解した上で同意したことを証する為、本書を2通作成し、契約者または署名代理人押印の上、各1通を保有することとします。			
日付	令和 年 月 日		
契約者	氏名	印	
	住所	和歌山県田辺市	
	電話番号		
契約者は署名できない為、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わりその署名と押印を代行いたします。			
代理人	氏名	印	続柄
	住所	和歌山県田辺市	
	電話番号		
	携帯電話		